

現 行	改 正 後
<p>第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係</p> <p>(新設)</p>	<p>第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係</p> <p>7 その他</p> <div data-bbox="1200 368 1682 448" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 - 1 信託会社等に対する証明書の発行</p> </div> <p>7 - 1 - 1 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の租税特別措置法第83条の7第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の9第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の7第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) 信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、7 - 別紙1によるものとする。</p> <p>(2) 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>投資信託約款に資産運用の基本方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の7第2項第1号に定める特定不動産をいう。以下同じ。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること</p> <p>資金の借入がなされている場合は、当該借入が証券取引法第2条第3項第1号の適格機関投資家からのものであること</p> <p>次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること</p> <p>イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること</p> <p>（提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。）</p> <p>ロ 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること</p> <p>（本項により要件を満たす場合においては、7 - 別紙2により、申請日現在</p>

における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)

7 - 1 - 2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

信託会社等の地方税法施行令附則第7条第26項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の17に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 信託会社等からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、7-別紙3によるものとする。
- (2) 平成14年4月1日以後に取得する不動産にかかる証明書の発行については、7-1-1(3) ~ に加え、

投資信託約款に資産運用の基本方針として、各年度において取得する不動産の価額の合計額の当該年度に取得する特定資産の価額の合計額に占める割合を投資信託約款に記載された特定不動産の割合の二分の一以上とする旨の記載があることについて確認のうえ、当該証明書を発行するものとする。

7 - 2 投資法人に対する証明書の発行

7 - 2 - 1 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行

投資法人の租税特別措置法第83条の7第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の9第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の7第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

- (1) 投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長等が発行する証明書は、7-別紙4によるものとする。
- (2) 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。
- (3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。

規約に資産運用の方針として、特定不動産の価額の合計額の当該投資法人の有

する特定資産の価額の合計額に占める割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること

当該申請者が法第187条の登録を受けた者であること

資金の借入がなされている場合は、当該借入が証券取引法第2条第3項第1号の適格機関投資家からのものであること

次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること

(提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。)

ロ 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること

(本項により要件を満たす場合(初年度を含む)においては、7-別紙2により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)

7-2-2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

投資法人の地方税法施行令附則第7条第28項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の19に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 投資法人からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び財務局長等が発行する証明書は、7-別紙5によるものとする。

(2) 平成14年4月1日以後に取得する不動産にかかる証明書の発行については、7-2-1(3)、～に加え、

規約に資産運用の方針として、各年度において取得する不動産の価額の合計額の当該年度に取得する特定資産の価額の合計額に占める割合を規約に記載された特定不動産の割合の二分の一以上とする旨の記載があること
について確認のうえ、当該証明書を発行するものとする。

7-別紙1(投資信託)(国税)

(日本工業規格A4)

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 所在地

商号 (会社名)

取締役 (氏名)

印

申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の7第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の9第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：投資信託約款(写)

: 不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 運用報告書(直近期)

: 租税特別措置法第83条の7第2項第2号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(直近の証明書)及びその他の資産の価額の状況(7-別紙2により作成のうえ添付すること。)

証 明 書

1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の7第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。

なお、当該投資信託は同項第1号口に規定する投資法人法第2条第1項の委託者指図型投資信託(投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合)である(ではない)。

2. 当該不動産の取得は法第83条の7第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。

(1) 同号イに該当する場合

100分の

(2) 同号口に該当する場合 100分の
当該不動産取得前の割合 100分の

3. 申請者の上記2.にかかると特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この
証明書により法第83条の7第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成
年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

金融庁長官

印

(別紙)

[不動産の表示]

土地の所在	地番	地目	地積
			m ²

建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積
				m ²

--	--	--	--	--

(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

7 - 別紙2 (日本工業規格A4)

特定資産等の状況(年 月末現在)

年 月 日提出

申請者 所在地又は住所
商号

1. 特定資産の状況(総括) (単位:百万円、%)

区 分	直近決算期		申 請 時	
	金 額	構成比	金 額	構成比
特定資産				
特定不動産				
その他の特定資産				

(注) 「その他の特定資産」とは、特定資産のうち特定不動産以外の特定資産をいう。

申請時の「特定不動産」は、申請不動産等の取得価額を加算して記載する。
申請時の「その他の特定資産」のうち、有価証券等の時価評価が可能なものについては、申請日の属する月の前月末現在によること。

2. その他の特定資産の状況

(1) 有価証券の状況 (単位:千株、百万円)

--	--	--	--	--

区 分	枚 数	金 額
株 券		
新株引受権証券		
国 債 証 券		
地 方 債 証 券		
特 殊 債 券		
社 債 券		
(うち繰上債)		
(うち新株引受権社債)		
そ の 他		
計		

(2) 先物取引等の状況

区 分	金額(百万円)
先 物 取 引	株式に係る取引
	債券に係る取引
	そ の 他
オ プ シ ョ ン 取 引	株式に係る取引
	債券に係る取引
	そ の 他

(3) その他の特定資産の状況

区 分	金額(百万円)

(注) 本表は、上記1)、(2)以外のその他の特定資産の状況について、記載する。

平成 年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 所在地

商号 (会社名)

取締役 (氏名)

印

申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第27項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の17に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：投資信託約款(写)

: 不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 運用報告書(直近期)

: 地方税法施行令附則第7条第26項第5号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価額の状況(7-別紙2により作成のうえ添付すること。)

証 明 書

1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条第26項第1号(、第2号)及び第4号に規定する要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。

なお、当該投資信託は同項第3号に規定する投資法人法第2条第1項の委託者指図型投資信託(投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合)である(ではない)。

2. 当該不動産の取得について、令附則第26項第5号に規定する特定不動産の割合

は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。

- (1) 同号イに該当する場合 100分の
- (2) 同号ロに該当する場合 100分の
- 当該不動産取得前の割合 100分の

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

金融庁長官

印

(別紙)

[不動産の表示]

土地の所在	地番	地目	地積
			m ²

建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積
				m ²

--	--	--	--	--

(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

7 - 別紙4 (投資法人) (国税) (日本工業規格A4)

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 住 所
商 号 (投資法人名)
執行役員 (氏名) 印

申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の7第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の9第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

- 添付書類：投資法人規約(写)
- ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)
 - ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面
 - ：資産運用報告書(直近期)
 - ：租税特別措置法第83条の7第3項第2号口に該当する場合は、直近期の資産運用報告書(直近の証明書)及びその他の資産の価額の状況(7-別紙2により作成のうえ添付すること。)

証 明 書

1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の7第3項1号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。
2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第83条の7第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は以下のとおりである。

(1) 同号イに該当する場合	100分の
(2) 同号ロに該当する場合	100分の
当該不動産取得前の割合	100分の
3. 申請者の上記2.にかかると特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の7第3項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

財務(支)局長

印

(別紙)

[不動産の表示]

土地の所在	地番	地目	地積
			m ²

--	--	--	--

建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積
				m ²

(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

7 - 別紙5 (投資法人) (地方税)

(日本工業規格A4)

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 住 所

商 号 (投資法人名)

執行役員 (氏名)

印

申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第28項の規定

の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の19に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：投資法人規約（写）

：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの）

：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

：運用報告書（直近期）

：地方税法施行令附則第7条第28項第5号口に該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価額の状況（7-別紙2により作成のうえ添付すること。）

証 明 書

1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則（以下「令附則」という。）第7条第28項第1号（、第2号）及び第4号に規定する要件を満たすものを取得したことによるものである。

2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第28項第5号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 同号イに該当する場合 | 100分の |
| (2) 同号ロに該当する場合 | 100分の |
| 当該不動産取得前の割合 | 100分の |

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

財務（支）局長

印

（別紙）

[不動産の表示]

--	--	--	--

土地の所在	地番	地目	地積
			m ²

建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積
				m ²

(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。